

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社日海プラント機工（以下「甲」という。）と派遣労働者の過半数代表者（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で産業機械の組立・分解・清掃の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当と退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。

（一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和元年7月8日職発 0708 第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める別添2に定める「571 一般機械器具組立工」とする。

（二）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。

（三）地域調整については、就業地が兵庫県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「兵庫県」を用いるものとする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- （1）別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- （2）別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

G1ランク：10年

G2ランク：3年

G3ランク：0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員に対して、別表1-3の一般基本給・賞与等の額の6%の額を前払い退職金として支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。その評価結果に基づき、別表2の備考1のとおり、賞与額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間とする。

令和3年4月1日

代表取締役 森田 優子
派遣労働者代表 林 謙吾



別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械組立	通達に定める賃金職業安定業務統計	1,113	1,300	1,396	1,440	1,441	1,752	2,190
2	地域調整	(兵庫県) 102.0	1,135	1,326	1,424	1,466	1,470	1,787	2,234
3	退職金(6%) 上乗せ後		1,203	1,406	1,509	1,554	1,558	1,894	2,368

別表 2 対象従業員の基本給及び賞与の額

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)		対応する一般 の労働者の平均的な賃金の 額 (※3)	対応する 一般の労働者の能力・経験
G3 ランク	上級	1,517～	303	1,820		1,787	10年
G2 ランク	中級	1,223～	245	1,468	≧	1,424	3年
G1 ランク	初級	950～	190	1,140		1,135	0年

(備考)

- 賞与については、半期ごとの勤務評価の結果により、A評価（標準より優秀）であれば基本給額の25%相当、B評価（標準）であれば基本給額の20%相当、C評価（標準より物足りない）であれば基本給額の15%相当を支給する。
- 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、C評価（標準より物足りない）とみなして支給する。
- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。
- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価であるB評価の場合の額により比較するものとする。